

中間検査特定工程一覧表  
(詳細は、特定行政庁の告示等を参照)

用途	階数	兵庫県	姫路市	高砂市	加古川市	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	
一戸建ての住宅 長屋 共同住宅 (いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。)	2以下 3以上	50mを超え	50mを超え	木造、木造の混構造で50mを超え又は地階を除く階数2以上	50mを超え	50mを超えかつ地階を除く階数2以上	一戸建ての住宅 (併用住宅の場合住宅の部分が10mを超え)	木造、木造の混構造で階数2以上	木造、木造の混構造で地階を除く階数2以上	50mを超え (併用住宅の場合)	50mを超え	1. 50mを超え (併用のない階層建築物を除く) 2. 地階を除く階数3以上で3階の主要構造部が木造	階数2以上 (併用住宅の場合)	50mを超えかつ地階を除く階数2以上	
特殊建築物 (別表一(イ)欄一～四)		500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	100mを超え階数2以上200mを超え階数1以上(申請に係る建築物が複数ある場合、それぞれの積算単位の床面積)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	詳細は市の告示を参照	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅、寺町等は除く。)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	1. 500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上) 2. 地階を除く階数3以上で3階の主要構造部が木造	500mを超え又は階数3以上(地上2階以上)	500mを超えかつ階数3以上(地上2階以上)(共同住宅を除く。)	
上記以外の建築物									事務所等が地階若しくは3階以上の階の床面積が100㎡超(階数5以上で1,000㎡を超えない)						
<b>構造</b>															
<b>特定工程</b>															
木造	在来軸組工法	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合) ②土台、柱、はり及び筋交いの金物等により接合する工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②土台、柱、はり及び筋交いの金物等により接合する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	
	枠組壁工法	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合) ②壁を設置する工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②耐力壁を設置する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②耐力壁の設置工事(木製プレハブ工法及び丸太組構法)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	
鉄骨造		①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事 ②2階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事 ②2階の床版の取付け工事	①基礎の配筋工事 ②2階の床版の取付け工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事 ②2階の床版の取り付け工事	
鉄骨鉄筋コンクリート造		①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	
鉄筋コンクリート造		①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはり(専らは屋根床に鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事))	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合) ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事 ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない1-2階の床版及び床版の取付け工事)	
上記以外		基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	
適用除外	法18条	○	○							○	○		○	○	
	法68条の10														
	法68条の11			○											
	法68条の15														
	法68条の20	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	法68条の25														
	法85条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
部種法(建設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
移転、大規模修繕・模様替	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
期間		29.4.1~	29.4.1~	29.4.1~	29.4.1~	29.4.1~	24.6.1~	29.4.1~	29.6.20~34.6.19	27.10.1~	29.4.1~	28.10.1~	29.2.1~	30.4.1~	
工区分け		早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)		早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程 (法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	
添付書類	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時、中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書							
備考							【特定工程】 ①一戸建ての2棟以上の建築物がある場合は最も早期に完了する棟(当該棟が他の棟の取組に出して極めて小さい場合を除く) ②鉄骨造と鉄筋コンクリート造を併用する場合は該当する構造に応じた特定工程のうち最も早期に完了する工事			【その他の適用除外】 ①木造の混構造で木造部分で局部的でその他が木造以外のもの ②Exo-Jにより構造上別で申請部分だけで中間検査対象でないもの ③申請部分が50㎡以下(新築除く) ④高さが60mを超える			【特定工程】 ①木造以外の構造で平屋建は基礎工事のみ2階部分の構造による		